

【韓国】再犯防止のための GPS 監視に対する評価と対象範囲の拡大

海外立法情報課・白井 京

* 近年、日本においても、出所した犯罪者の体に GPS(全地球測位システム)を装着し再犯防止のため行動を監視する「電子監視制度」の導入が議論されている。韓国では 2008 年から性犯罪者を対象にこの制度を導入しており、2009 年には対象範囲を拡大する改正が行われた。

GPS 装置による監視体制の導入

電子監視は、1980 年代前半の米国において刑務所が過剰収容になった際に、新設された制度である。90 年代以降、GPS を利用した衛星追跡型が採用され、子どもを狙う性犯罪者に対する有益な再犯防止策として欧米を中心に導入されてきた。

韓国では、性犯罪者の再犯防止のため、一定の基準を定めたうえで、懲役刑終了後の装着命令を判決の際に受けた者、刑の執行中に仮釈放され保護観察を受ける者及び執行猶予により保護観察を受ける者等に対して、通称「電子足輪」といわれる位置追跡可能な GPS 装置を装着している。

2005 年、当時野党であった保守派のハンナラ党が制度の導入を提案した際には、人権侵害との反対が強かった。しかし 2006 年以降、子どもを対象とする凶悪な性犯罪事件が相次いで発生し、主要事件の犯人が性犯罪で逮捕され執行猶予付の判決を受けた者であったことなどから、より実効的な再犯防止策として導入を求める声が高まった。

2007 年 4 月にはこの制度を導入する「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律」(以下「GPS 装着法」という。)が制定された(注 1)。当初、施行は 1 年半後の 2008 年 10 月からであったが、施行前に凶悪な性犯罪事件が再発生したことから、装着期間を最大 5 年から最大 10 年に引き延ばし、治療プログラムの履修、夜間外出禁止、特定地域への出入り禁止、被害者への接近禁止等の特別遵守事項を義務付ける改正案が可決され、2008 年 9 月 1 日に前倒しで施行されるに至った。

施行から 1 年—「成果と課題」

GPS 装着法の施行から 1 年たった 2009 年 9 月 1 日、法務部(省に相当)の犯罪予防政策局保護観察課は、「施行 1 年の成果と課題」と題する報告書を発表した(注 2)。

この報告によると、施行後の 1 年で、出所後の装着命令を受けた者、仮釈放された者、保護観察中の者など合計 472 名が GPS を装着している。うち、1 名が性犯罪の再犯で逮捕されており、同種の犯罪による再犯率は 0.21%と、一般的な性犯罪における同種犯罪の再犯率(5.2%)を大幅に下回っているという。なお、この 1 名の再犯者については、GPS での位置追跡情報が決定的な証拠となり逮捕されている。

法院(裁判所)から装着命令を宣告された者の装着期間は、2~3 年が 65%と最も多く、5~7 年が 26%、最長期間である 10 年の装着命令を受けた者は 4.2%であった。

GPS 装着者のモニタリングは、法務部ソウル保護観察所の位置追跡中央管制センターが行っている。監視を担当する保護観察官は、少なくとも月 4 回、GPS 装着対象者と直接面談を行っている。「電子監督制度の効果に対する評価」研究の一環として外部の研究者が GPS 装着対象者に行ったアンケート調査によると、「担当保護観察官は自分をとてども気にかけてくれている」と回答した者が 90.5%に達した。GPS による監視の導入については、保護観察官との信頼関係が損なわれるとの懸念も指摘されているが(注 3)、少なくともこの報告によれば、装着対象者と保護観察官の関係には大きな問題が生じていないといえる。

装着命令と共に課される特別遵守事項については、性暴力治療プログラムの履修、児童保護地域への出入禁止、夜間外出制限の順で多かった。

法務部は、GPS 装着制度について犯罪者の再犯防止に非常に効果的であると高く評価しており、今後の改善課題として電子装置の小型化や位置追跡の精度向上、監視人員の拡充などを挙げている。

対象者を拡大する改正法の概要

2008 年 8 月、与党ハンナラ党議員により「未成年者対象誘拐犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律案」が提出された。これは、GPS 装着を性犯罪者だけでなく未成年者を対象とする略取・誘拐犯に拡大する法案である。検察の統計資料によると、2002 年から 2007 年までの略取・誘拐犯罪者の同種犯罪の再犯率は 9.2%であり、1 年間に 150 件前後の略取・誘拐犯罪が発生している。2007 年に未成年者の略取・誘拐罪により実刑の宣告を受けた者は 52 名で、大部分は性的暴行が目的であった。

2009 年 2 月、国会法制司法委員会の法律案審査小委員会は、この法案を審査した結果、GPS 装着法と内容が類似していることなどから、法案内容を統合した GPS 装着法改正案(代案)を作成し、本会議に提出した。同改正案は 2009 年 4 月 17 日に可決され、2009 年 5 月 8 日に公布、3 か月後の 8 月 9 日より施行されている。

改正法では対象者を拡大したため、法名称から「性犯罪」がとれ、「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着等に関する法律」となった。

法務部は、前述の「施行 1 年の成果と課題」において、2009 年秋の定期国会において監視対象犯罪に殺人、強盗、放火等を追加する改正案を発議する予定であるとしている。

注(インターネット情報はすべて 2009 年 9 月 17 日現在である。)

(1) 法制定の経緯については、白井京「韓国における性犯罪者の再犯防止対策—情報公開と位置追跡電子装置—」『外国の立法』No.234,2008.12,pp.200-229.を参照。巻末に法律の翻訳も付している。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023405.pdf>>

(2) 「『특정 범죄자 전자발찌법』 시행 1 년의 성과와 과제」(『特定犯罪者電子足輪法』施行 1 年の成果と課題)法務部報道資料 2009.9.1<<http://www.moj.go.kr/>>

(3) 「闘論:性犯罪者への GPS 装着」『毎日新聞』2009.9.5.